

地域密着型サービス事業所等の指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 2 事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。それにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

① 通所介護事業所ありがとう 米が浜通店

申 請 者	神奈川県横浜市中区不老町 1 - 6 - 10 苗場ビル 3F-A アールウィズ株式会社 代表取締役 有光 龍也
事業所名称	通所介護事業所ありがとう 米が浜通店
事業所の所在地	横須賀市米が浜通 2 - 14 - 1 コーポ安田 1 階
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和 8 年 4 月 1 日
利用定員	10 人
実施単位数	1 単位
営業日	月曜日から金曜日 (祝日を含む。12 月 29 日～1 月 3 日まで休業)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	食費 800 円、 おやつ代 150 円 おむつ代 100 円、 パッド代 50 円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

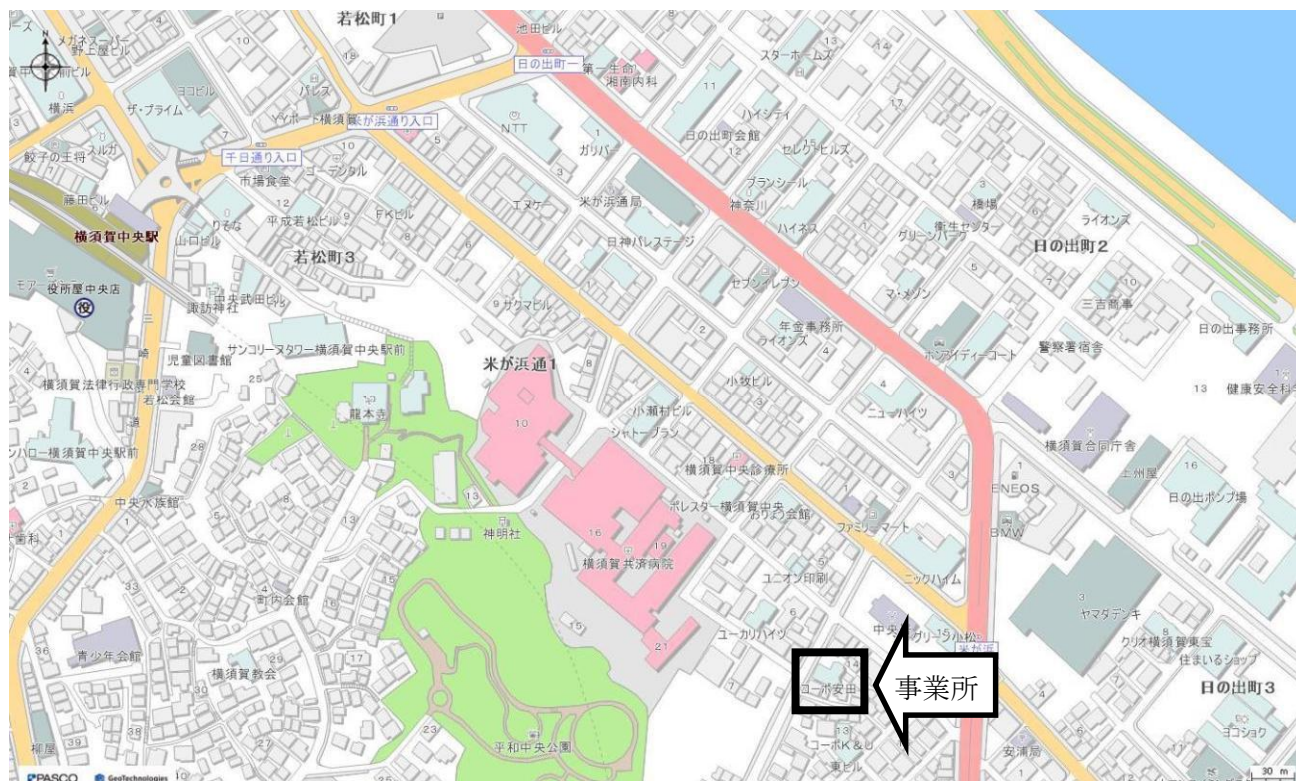
		要 件	指定案件（通所介護事業所ありがとう 米が浜通店）
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 （介護福祉士1人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	適正に配置
	利用定員 11人以上	看護職員 専従1以上 看護師又は准看護師	
		介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤1人
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

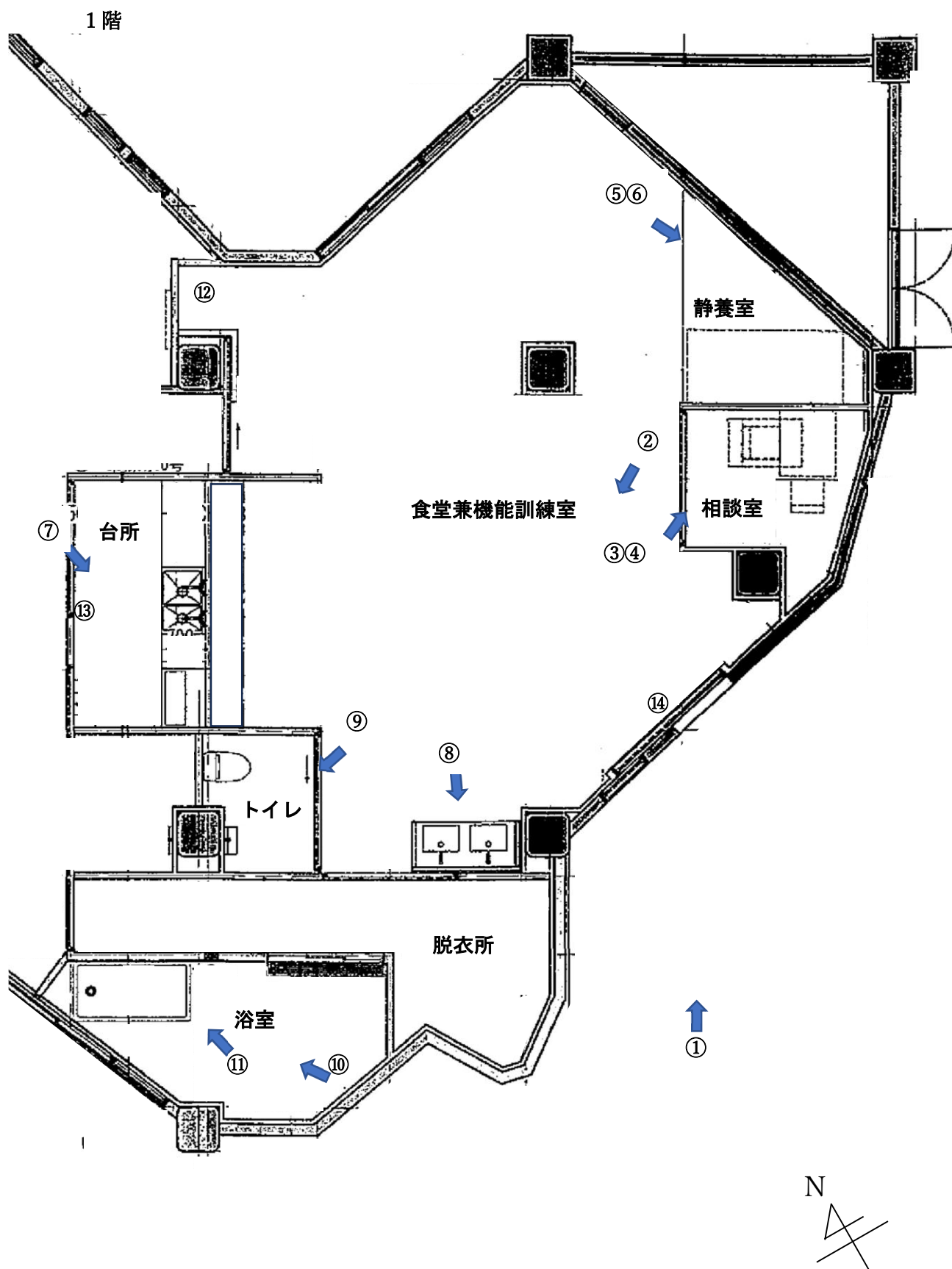
		要 件	指定案件（通所介護事業所ありがとう 米が浜通店）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$54 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置（扉のある部屋）
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置 ・静養室（カーテンを設置）
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

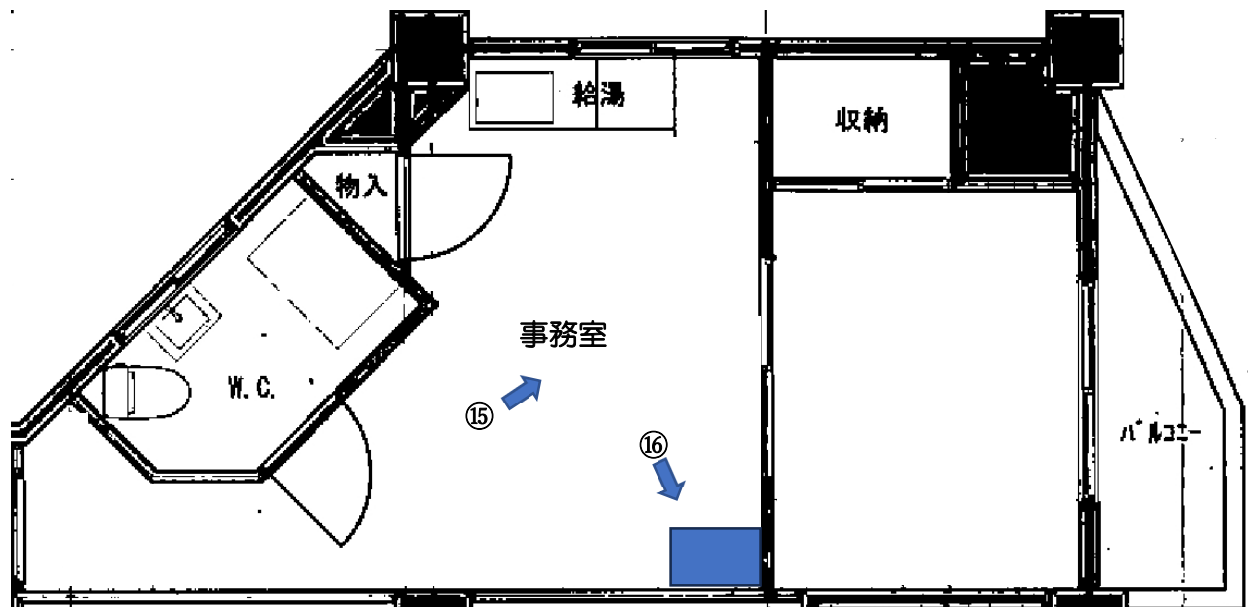
通所介護事業所ありがとう 米が浜通店 位置図



通所介護事業所ありがとう 米が浜通店 平面図



2 階



【現地写真】 通所介護事業所ありがとう 米が浜通店
(令和8年3月19日撮影)



① 入口



② 食堂兼機能訓練室



③ 相談室



④ 相談室（扉を閉めたところ）



⑤ 静養室

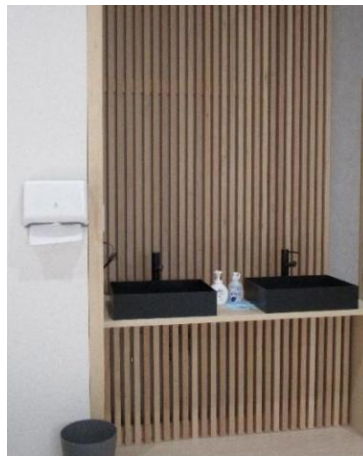


⑥ 静養室（カーテンを閉めたところ）

【現地写真】 通所介護事業所ありがとう 米が浜通店
(令和8年3月19日撮影)



⑦ 台所



⑧ 手洗い



⑨ トイレ



⑩ 浴室



⑪ 浴室



⑫ 消火器（食堂兼機能訓練室）

【現地写真】通所介護事業所ありがとう 米が浜通店
(令和8年3月19日撮影)



⑬ 消火器（台所）



⑭ 誘導灯



⑮ 事務室



⑯ 鍵付書庫

② リハビリデイケア ゆうも

申 請 者	神奈川県横須賀市長沢 2-23-24 特定非営利活動法人優茂 代表理事 高橋 茂雄
事業所名称	リハビリデイケア ゆうも
事業所の所在地	横須賀市池田町 5-8-11
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和 8 年 6 月 1 日
利用定員	15 人
実施単位数	1 単位
営業日	月曜日から金曜日 (祝日を含む。12 月 30 日～1 月 4 日まで休業)
営業時間	9:00～17:00
サービス提供時間	9:30～16:30
通常の事業の実施地域	大津行政センター管内
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	食費(おやつ代含) 898 円、 おむつ代 100 円、 パッド代 50 円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

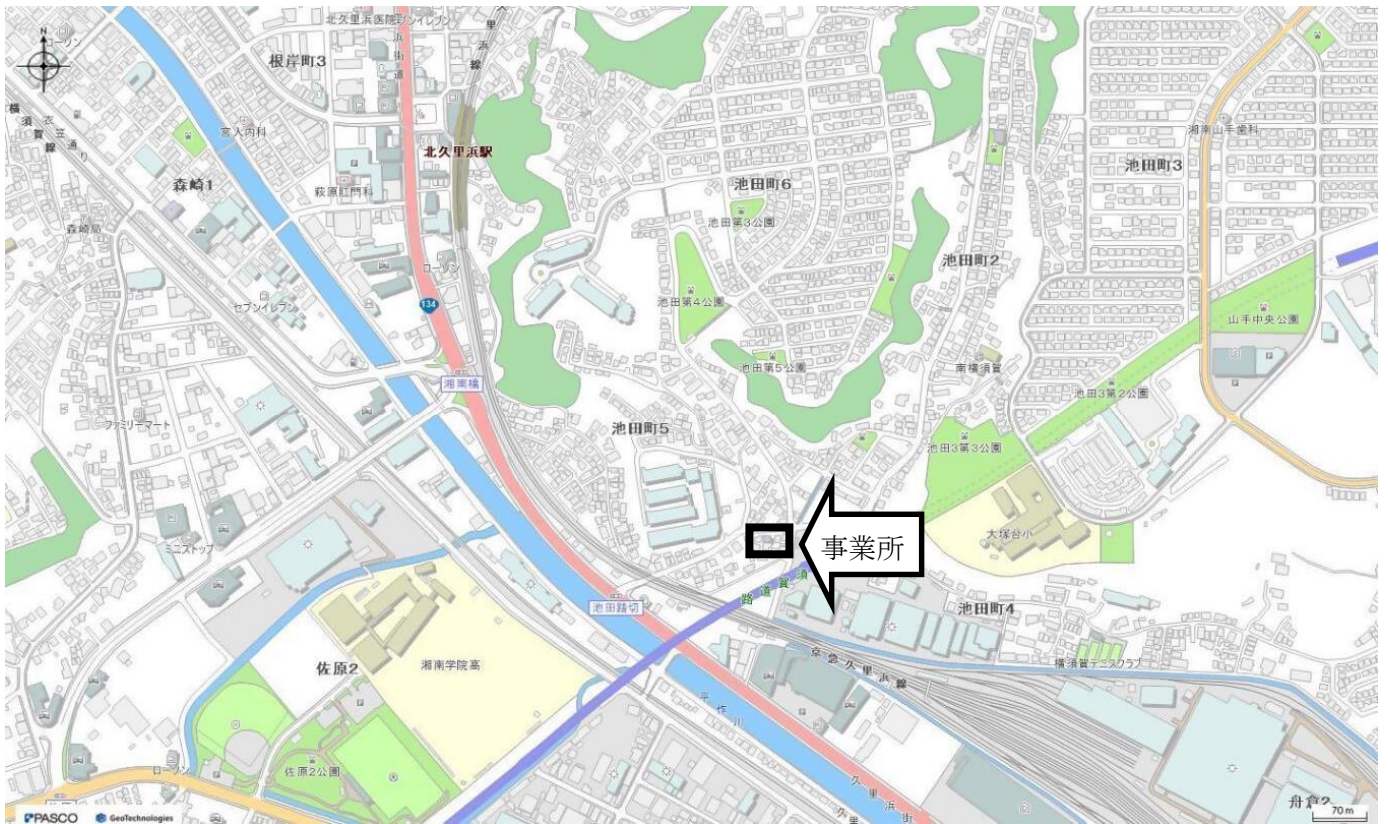
		要 件	指定案件（リハビリデイケアゆうも）
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※他地域密着型通所介護事業所の管理者及び介護職員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 （介護福祉士1人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員	
		提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	
	利用定員 11人以上	看護職員	看護師2人
		専従1人以上 看護師又は准看護師	
		介護職員	サービス提供時間≧1の介護職員を配置 常時1人以上の介護職員を配置
		提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤1人
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

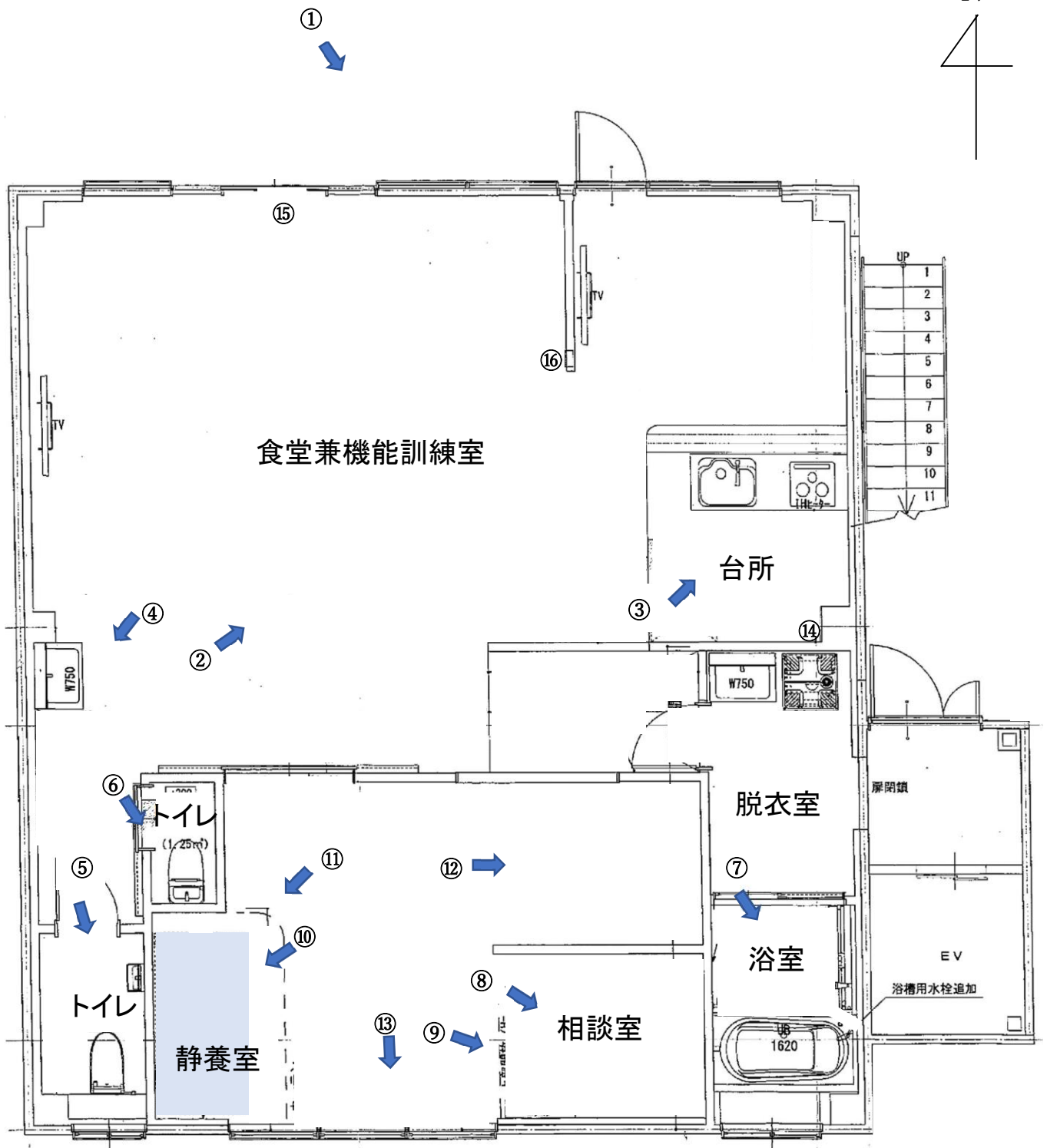
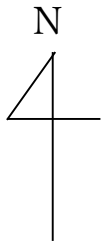
		要 件	指定案件（リハビリデイケアゆうも）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$57.19 \text{ m}^2 \geq 45 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置(パーテーションにより区画)
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置 ・静養室(カーテンを設置)
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、火災報知器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員15人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

リハビリデイケアゆうも 位置図



リハビリデイケアゆうも 平面図



【現地写真】リハビリデイケア ゆうも
(令和8年5月20日撮影)



① 外観



② 食堂兼機能訓練室



③ 台所



④ 手洗い



⑤ トイレ1

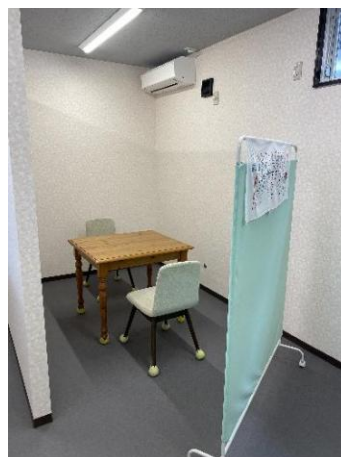


⑥ トイレ2

【現地写真】リハビリデイケア ゆうも
(令和8年5月20日撮影)



⑦ 浴室



⑧ 相談室



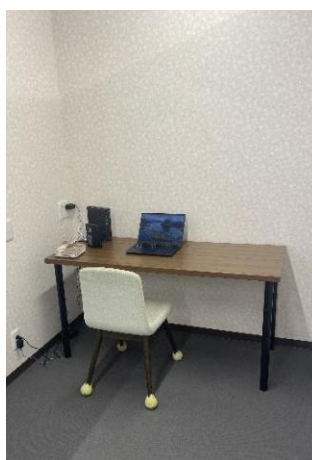
⑨ 相談室（パーティションの外から）



⑩ 静養室



⑪ 静養室（カーテンを閉めたところ）



⑫ 事務室

【現地写真】リハビリデイケア ゆうも
(令和8年5月20日撮影)



⑬ 鍵付書庫



⑭ 消火器



⑮ 誘導灯



⑯ 火災報知器

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 1 事業所

(1) サービスの概要

利用者がその居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊することで、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

①太陽の家 馬堀倶楽部

申 請 者	神奈川県横須賀市西浦賀 6 - 1 - 1 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石渡 庸介
事 業 所 名 称	太陽の家 馬堀倶楽部
事 業 所 の 所 在 地	横須賀市馬堀町 1 - 1 - 7
サ ー ビ ス の 種 類	介護予防小規模多機能型居宅介護
事 業 開 始 日	令和 8 年 4 月 1 日 ※令和 5 年 4 月 30 日に介護予防小規模多機能型居宅介護のみ廃止したため再指定
登 録 定 員	18 人
利 用 定 員	通いサービスの利用定員 12 人 宿泊サービスの利用定員 4 人
利 用 料	介護報酬告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	①通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用 (自動車を使用した場合) 1 kmにつき 30 円 ②食 事 代 朝 食 600 円 昼 食 600 円 おやつ 200 円 夕 食 600 円 ③宿 泊 費 3,000 円 ④おむつ代 実費 ⑤洗 濯 代 250 円 ⑥乾 燥 代 350 円 ⑦キャンセル料 600 円
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
協 力 医 療 機 関	ナーブケア在宅クリニック、太陽の家附属歯科診療所

指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区 分		要 件	報告案件（太陽の家 馬堀倶楽部）	
人員 基準	事業の代表者		①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。	社会福祉法人ユーアイ二十一の理事長として小規模多機能居宅介護事業の経営に携わっている。
			②次のいずれかの研修を修了していること。 ・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症グループホーム管理者研修・基礎過程又は専門課程・認知症介護指導者研修・認知症高齢者グループホーム開設者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修 平成23年 2 月修了
	管理者	勤務形態	事業所ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は兼務が可能)	常勤兼務 (当該事業所の介護支援専門員、本体事業所の管理者及び介護支援専門員を兼務)
		資格要件	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者。	認知症を含む高齢者介護に 3 年以上従事した経験を有する。
			②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了(みなし規定あり)していること。	認知症対応型サービス事業管理者研修 平成29年12月修了
			※「みなし規定」 ①平成18年3月31日までに実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者②指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、実践者研修の他、「認知症高齢者グループホーム管理者研修(平成17年度)」を修了している者	
	介護支援専門員	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は兼務が可能)	常勤兼務 (当該事業所の介護支援専門員、本体事業所の管理者及び介護支援専門員を兼務)
		資格要件	「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること。	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 平成30年 2 月修了
	介護従業者		①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を 1 以上配置する。 (例) 日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要	適正に配置
			②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を 1 以上配置する。	
			③夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の夜勤職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)	
			③夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の宿直職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)	
			⑤介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤でなければならない。	3 名常勤
			⑤介護従業者のうち 1 以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。	准看護師 1 名

設備基準	立地要件	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	住宅地にあり、家族や地域住民との交流の機会が確保されている。
	登録定員	29人以下	18人
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人まで。 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで。	通いサービス 12名 宿泊サービス 4名
	宿泊室	①個室の定員は1名。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名可能。	個室2室（7.84～9.11㎡）
		②個室の床面積は7.43㎡以上	
		③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	個室以外（15.16㎡）
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	スプリンクラー、誘導灯、火災通報装置、消火器

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

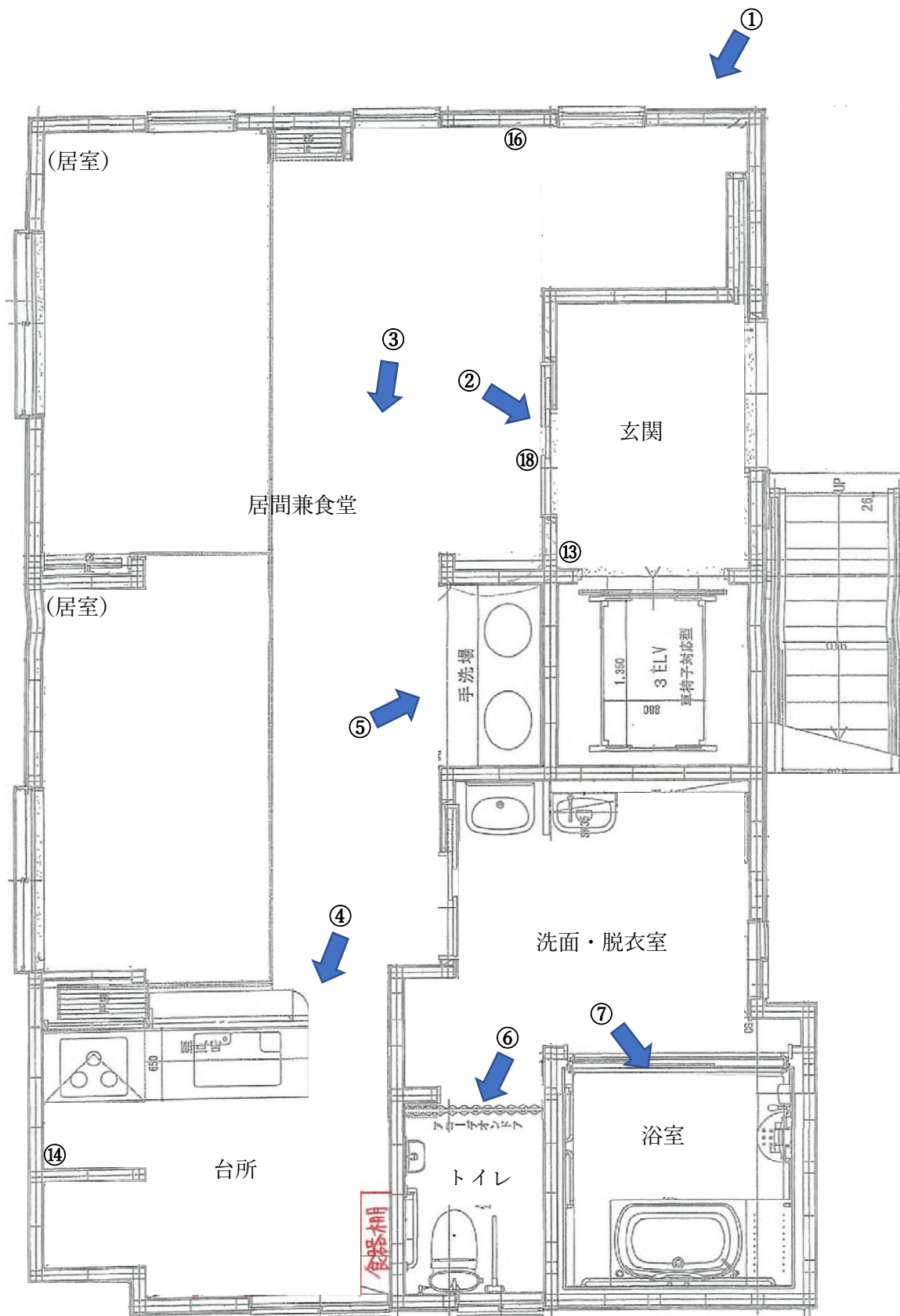
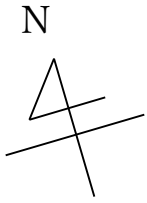
区分	要 件	報告案件（太陽の家馬堀倶楽部）
人員基準	指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員及び設備に関する基準を満たすことをもって、必要な基準を満たしているものとみなす。	一体的に運営
設備基準		

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第31号）に適合します。

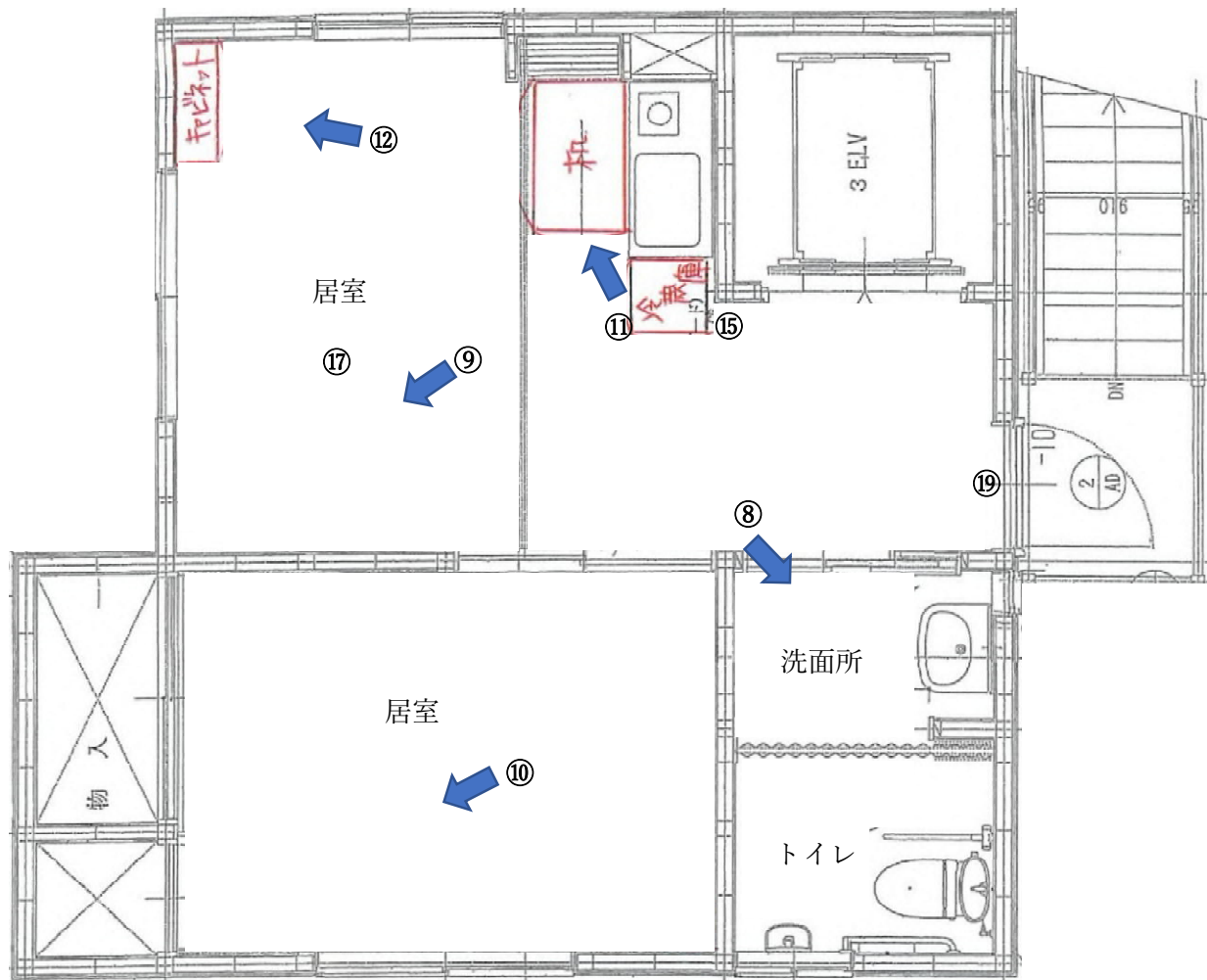
太陽の家 馬堀倶楽部 位置図



太陽の家 馬堀倶楽部 平面図 1F



太陽の家 馬堀倶楽部 平面図 2F



【現地写真】太陽の家 馬堀倶楽部
(令和8年3月17日撮影)



① 外観



② 玄関



③ 居間兼食堂



④ 台所



⑤ 手洗い



⑥ トイレ（1階）

【現地写真】太陽の家 馬堀倶楽部
(令和8年3月17日撮影)



⑦ 浴室



⑧ トイレ (2階)



⑨ 居室1



⑩ 居室2



⑪ 事務スペース



⑫ 鍵付書庫

【現地写真】 太陽の家 馬堀倶楽部
(令和8年3月17日撮影)



⑬ 消火器 (1階)



⑭ 消火器 (台所)



⑮ 消火器 (2階)



⑯ 火災通報装置



⑰ スプリンクラー



⑱ 誘導灯 (1階)



①⑨ 誘導灯（2階）

3 指定認知症対応型共同生活介護事業所 1 事業所

(1) サービスの概要

認知症である利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と、機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

①あずみ苑 津久井浜

申 請 者	東京都中野区本町 2-54-11 株式会社アズ・レジデンス 代表取締役 前田 隆博
事業所名称	あずみ苑 津久井浜
事業所の所在地	横須賀市津久井 1-16-57
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業開始日	令和 8 年 4 月 1 日
利用定員	18 人
共同生活住居数	2 ユニット
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	家賃 60,000 円 食材料費 朝食 400 円、昼食 600 円、夕食 500 円 管理費 17,000 円 光熱水費 18,000 円 複写物の交付 1 枚 10 円 おむつ代、理美容費、その他日常生活上必要な費用 実費
協力医療機関	久里浜在宅クリニック 古屋歯科医院 汐入メンタルクリニック

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

区 分	要 件	指定案件 (あずみ苑 津久井浜)
人 員 基 準	事業の代表者	特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者
		当該事業所を運営する法人の役員として、介護事業の経営に携わった経験を有する。
	管理者	次のいずれかの研修を修了していること。
		認知症対応型サービス事業開設者研修 平成21年3月修了
	管理者	共同生活住居（ユニット）ごとに常勤専従（管理上支障がない場合は兼務が可能）
		常勤兼務 （1ユニット：計画作成担当者、介護職員と兼務） （2ユニット：計画作成担当者、介護職員と兼務）
		認知症対応型共同生活介護事業所等において、3年以上の認知症高齢者の介護に従事
	管理者	特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者
		認知症対応型サービス事業管理者研修 1ユニット：平成27年11月修了 2ユニット：平成19年3月修了
	管理者	認知症高齢者グループホーム管理者研修又は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。
		適正に配置（各ユニットに1名配置）
	計画作成担当者	ユニットごとに配置
		適正に配置（各ユニットに1名配置）
		認知症介護実践者研修 1ユニット：平成26年10月修了 2ユニット：平成18年2月修了
	介護従業者	日中の時間帯において、常勤換算方法でユニットごとに当該ユニットの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上 （例）ユニットの利用者9人に対する日中（夜間及び深夜の時間帯を除く）15時間の間に3人×8時間（常勤職員の1日の勤務時間）合計24時間以上の介護が提供されることが必要
		適正に配置 （各ユニット常勤換算で3人以上配置）
		適正に配置（各ユニットに1名配置）
	介護従業者	夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上
		適正に配置（各ユニットに常勤1名配置）
	介護従業者	ユニットごとに1人以上常勤
		適正に配置（各ユニットに常勤1名配置）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

区 分		要 件	指定案件 (あずみ苑 津久井浜)
設備基準	共同生活住居	1 又は 2 ユニット	2 ユニット
	入居定員	5 人以上 9 人以下（1 ユニットあたり）	9 人（1 ユニットあたり）
	居室	定員は 1 名。ただし、利用者の処遇上必用と認められる場合は 2 名可能。 ----- 床面積は 7.43㎡以上	各ユニット個室 9 室 最小の居室面積は 10.22㎡
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	スプリンクラー、消火器、誘導灯、火災報知器、火災通報装置

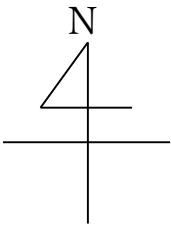
「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第31号）に適合します。

あずみ苑 津久井浜 位置図



あずみ苑津久井浜 平面図

1 階





【現地写真】 あずみ苑 津久井浜
(令和8年3月16日撮影)



① 外観



② 入口



③ 居間兼食堂 (1階)



④ 台所 (1階)



⑤ 事務室 (1階)



⑥ 鍵付書庫 (1階)

【現地写真】 あずみ苑 津久井浜
(令和8年3月16日撮影)



⑦ 手洗い (1階)



⑧ 浴室 (1階)



⑨ トイレ (1階)



⑩ トイレ (1階)



⑪ 消火器 (1階)



⑫ 消火器 (1階)

【現地写真】 あずみ苑 津久井浜
(令和8年3月16日撮影)



⑬ 火災報知器 (1階)



⑭ 誘導灯 (1階)



⑮ 誘導灯 (1階)



⑯ 居間兼食堂 (2階)



⑰ 居室 (2階)



⑱ 事務室 (2階)

【現地写真】 あずみ苑 津久井浜
(令和8年3月16日撮影)



①⑨ 鍵付書庫 (2階)



②⑩ 手洗い (2階)



21 浴室 (2階)



22 トイレ (2階)



23 トイレ (2階)



24 消火器 (2階)

【現地写真】 あずみ苑 津久井浜
(令和8年3月16日撮影)



25 消火器 (2階)



26 火災報知器 (2階)



27 火災通報装置 (2階)



28 誘導灯 (2階)



29 誘導灯 (2階)



30 誘導灯 (2階)



31 スプリンクラー（2階）